

令和6年9月30日

陳 情 文 書 表

総務政策常任委員会

陳情番号	11	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会 代表 出井健三郎		
<p>&lt;陳情の要旨&gt;</p> <p>①庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為を禁止してください。また、住民の大切な個人情報に預かる執務室内に立ち入り、配達・集金が行われないようにしてください。</p> <p>②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、自主的に読みたい方は自宅を配達先とする旨を職員に到達するなど指導を徹底してください。</p> <p>③職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないのかどうかを、職員に寄り添って調査・確認してください。</p> <p>&lt;陳情理由&gt;</p> <p>近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会20か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。</p> <p>各種メディアでもその実態が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（又は、させられている）ことに驚がくしています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。これも自治体が調査して初めて明らかになったことであって、職員が自ら声をあげることがどれだけ勇気がいることなのか、想像に難くありません。</p> <p>庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。また、地方議員によるハラスメント行為防止のために、新たに条例が制定されるなど、社会の一層厳しい目が向けられています。</p> <p>全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、神奈川県においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めると共に、庁舎内管理規則に基づくルールを明確にしてください。とりわけ、庁舎内の政治的中立性に疑念をもたれぬよう、職員で自主的に読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消してください。</p>			

陳情番号	49	付議年月日	6.9.24
件名	現在神奈川県二宮町果樹公園の敷地として利用されている県有地について陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	二宮町二宮630 深尾文彦外504人		
<p>1 陳情の要旨  現在神奈川県二宮町果樹公園の敷地として利用されている県有地は新規に町役場庁舎の敷地として利用するために二宮町への売り払いが予定されているが、それは中止していただきたい。</p> <p>2 陳情の理由  第一に、同地の売り払いは果樹公園の廃止を意味するからです。  果樹公園は子供からお年寄りまで誰もが自然を感じてリラックスできる貴重な場所です。樹木の伐採や環境変更は自然のバランスを崩し、大切なやすらぎの場を失うこととなります。  環境問題についてどう考えているかと質問された町の職員は、吾妻山とラディアン周辺（同地を含む）に二つに分けるのが町の基本方針である旨述べていますが、「環境問題は吾妻山公園があるので問題ない」で済む問題などではないと思います。  明治41年に神奈川県農事試験場園芸部（初代場長富樫常治）として二宮に完成し、菊水・幸水・豊水等多くの新種が誕生した。そして後に梨・桃原木群は県天然記念物に指定されている様な歴史的な果樹公園です。  第二に、ラディアン周辺（同地を含む）に新庁舎を含む複数の建物（既存のラディアンの改修を含む）からなる複合施設の建設が予定されていますが、これには次に述べるような大きな問題があります。  その1）同複合施設には防災支援機能を果たすことが目玉として期待されていますが、ラディアン周辺はそれに不適切なこと、この上ないです。  ラディアン周辺は過去から度々、葛川氾濫による浸水被害に遭って、土砂崩れも発生しています。今年の台風10号による浸水も過去を知る者にとっては、決して珍しいものではありません。  大規模な地震により津波が発生した場合は、葛川を遡上するおそれもあります。ちなみに、軟弱地盤であることから予定されている杭打ち工事の難航も予想されます。  その2）同複合施設の総事業費は現在でも56億3千万円であり、町民の過重負担を招来するのは必定です。町長は「町民の税負担率は法定されており、心配ない」旨述べていますが、町民の実質的な財政負担を無視するもので、詭弁の一種です。先の浸水の排除を消防団に（内々に）頼もうとしても、「命令がないからダメだ」と諦めた話があります。これは、町の財政上の貯蓄を増やす等のために町民に負担をしわ寄せしている現実を示しているものと考えております。  以上です。何卒よろしくお願い申し上げます。</p>			